

2026年度「いじめ・非行・被害防止ポスター」募集要項

1 目 的

児童生徒から「いじめ・非行・被害防止」を表現したポスターを募集し、児童生徒に「いじめ・非行・被害防止」の自覚を促すとともに、思いやりの心を育み、明るい学校、住みよい社会づくりに努める。また、最優秀作品（一宮市長賞）を啓発ポスターとして採用し、市内各所に掲示し啓発に努める。

2 共 催 一宮市、一宮市青少年支援地域協議会、一宮市教育委員会、一宮警察署

3 内 容

「いじめ・非行・被害防止」を啓発する内容のポスターで、挿入文字は自由
(文字を挿入する場合の例)

- ・なくそう！いじめ、非行、万引き
- ・防ごう ネット被害
- ・なぜ、いじめるの
- ・ひとりで悩まないで
- ・だまされないで！
- ・薬物乱用はだめ、絶対！

4 応募資格・規格等

- (1) 市内在学の小・中学生であること。
- (2) 用紙は、四つ切り画用紙で縦書き指定とする。
- (3) 紙質、色数、絵の具など材料の制限はしないが、手描きに限る（パソコン・タブレット等によるデジタル作品は不可）。
- (4) 作品は自作で、第三者の著作権を侵害しない内容であること。
(例：アニメのキャラクターを使用しない。)
- (5) 作品中に固有の商品名の記載はしない。(例：コカ・コーラや少年ジャンプ など)
- (6) 応募は1人1点とし、未発表のものに限る。

5 応募方法

応募作品裏面中央に、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記した共通の応募票を貼付し、学校へ提出する。作品の提出があった学校は、共通の応募作品集計表に必要事項を記入し、作品とともに一宮市教育センターへ提出する。なお、応募作品集計表を貼付する際は、作品の包装紙から外しやすいようにテープ留め等を簡易にする。

6 応募締切 9月2日（水） ➡学校が一宮市教育センターへ提出する締切です。

7 選 考

下記のとおり選考し、入賞者には学校を通じ、賞状と賞品を授与する。

- ・一宮市長賞 1点
- ・一宮市議会議長賞 1点
- ・一宮市教育委員会賞 2点
- ・一宮警察署長賞 1点
- ・入 選 数点
- ・佳 作 数点

8 発 表

審査終了後、各学校長あてに審査結果を報告するとともに、報道発表する。

9 入賞作品の展示及び応募作品の取り扱い等

- (1) 一宮市長賞から一宮警察署長賞までの5点の作品の著作権は主催者側に帰属し、いじめ・非行・被害防止等の啓発資材の原画（ポスター、チラシ等）として使用する。また、応募された作品は、原則返却しない。
- (2) 応募規定に違反した時、また、類似または二重応募作品と認められた場合には、入賞決定後でも入賞を取り消すことがある。
- (3) 一宮市長賞作品を啓発ポスターとして採用し、11月の「子ども・若者育成支援市民運動」の期間中に各小中学校等へ配付する。入賞作品の作品展は、10月31日（土）～11月9日（月）にエコハウス138において開催する。また、特別賞（一宮市長賞から一宮警察署長賞までの5点の作品）は、2027年2月5日（金）に開催予定の一宮市青少年健全育成推進大会の会場に展示をする。

10 個人情報の取り扱いおよび公表について

- (1) 本募集に応募するにあたり取得する個人情報（氏名、学校名、学年、作品）は、本募集の事務、審査、結果通知および青少年健全育成のための啓発資材で利用する。
- (2) 入賞者の学校名、学年、氏名および作品は、以下の媒体において公表されるため、保護者の同意を得たうえで応募すること。なお、応募をもって本事項に同意したものとみなす。
・報道機関、市広報、市公式ウェブサイト、入賞者作品展

11 問合せ先 一宮市子ども家庭部 青少年課（青少年センター）
〒493-8511 一宮市木曾川町内割田一の通り 27（木曾川庁舎 3階）
TEL 84-0017 内線 6057